

平成 26 年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針（修正案）

平成 26 年 3 月 26 日

平成 27 年 4 月 14 日修正

硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議

1. はじめに

- 戦没者の遺骨収集帰還は「国の責務」であり、全ての戦域で進めていく必要がある。硫黄島に係る遺骨収集帰還については、昭和 43 年に小笠原諸島が我が国に返還されたのを契機として本格的に着手され、多くの関係者の協力の下、精力的に実施してきた。しかしながら、硫黄島の滑走路については、自衛隊が運用しており、これまで滑走路地区の本格的な遺骨収容はなされてこなかった。
- こうした状況から平成 24 年度及び平成 25 年度に防衛省が実施した、高性能地中探査レーダ等による滑走路地区の探査の結果、3 箇所に壕（うち、未探索の壕が 1 箇所、過去に探索済みの壕が 2 箇所）が、1798 箇所（うち、滑走路下には 101 箇所）に固体物の反応が、それぞれ確認された。
- これを受けて、平成 25 年 12 月 11 日、硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議（以下「関係省庁会議」という。）において、「硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本の方針」（以下「基本の方針」という。）を決定した。基本の方針においては、
 滑走路地区の遺骨収集帰還について、
 - ①未探索の壕（1 箇所）の掘削及び探索済みの壕（2 箇所）の再確認並びに遺骨が確認された場合にはその収容を行うこと
 - ②高性能地中探査レーダにより固体物の反応が確認された箇所（以下「反応箇所」という。）の全ての掘削及び遺骨が発見された場合にはその収容を行うこと
 - ③上記①及び②の掘削・遺骨収容終了後、その結果も踏まえ、現滑走路の移設に着手し、滑走路地区全体の掘削・遺骨収容を進めるものとすること
 また、この滑走路地区の掘削・遺骨収容と並行して、硫黄島東部から西部の外周道路外側の掘削・遺骨収容を実施すること
 さらに、滑走路地区及び外周道路外側を含む硫黄島に係る遺骨収集帰還事業の詳細については、今後策定する「平成 26 年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」において具体化することとした。
- 本取組方針は、基本の方針及びこれまでの硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組を踏まえ、平成 26 年度以降の当面の硫黄島の滑走路地区、外周道路外側等に係る遺骨収集帰還の政府の取組方針について、具体的に定めるものである。
- 関係省庁会議は、本取組方針に基づき、各年度の実施計画を定めるものとする。

2. 滑走路地区の掘削・遺骨収容の実施

- 厚生労働省は、防衛省の支援を受けつつ、職員を常駐させ、遺族等関係者の立会の下、民間業者を活用し、平成 26 年度から平成 29 年度までの 4 年間で、滑走路地区で確認された 3 箇所の壕について、未探索の壕（1 箇所）の掘削及び探索済みの壕（2 箇所）の再確認を行い、遺骨が確認された場合にはその収容を行うとともに、高性能地中探査レーダの全反応箇所 1798 箇所について掘削を行い、遺骨が確認された場合には、その収容を行う。具体的には概ね以下のとおり。

<平成 26 年度>

- ① 滑走路下の反応箇所（101 箇所中、30 箇所）について掘削を行い、遺骨が確認された場合には、その収容を行う。
- ② 探索済みの壕（1 箇所）の再確認を行い、遺骨が確認された場合には、その収容を行う。
- ③ 芝生区域の反応箇所（1114 箇所）の全てについて掘削を行い、遺骨が確認された場合には、その収容を行う。

<平成 27 年度>

- ① 滑走路下の反応箇所（101 箇所中、平成 26 年度に実施していない箇所の全て）について掘削を行い、遺骨が確認された場合には、その収容を行う。
- ② 未探索の壕（1 箇所）の掘削及び探査済みの壕（1 箇所）の再確認を行い、~~遺骨が確認された場合には、その収容を行う。~~について、年度内に着手する。
- ③ ~~集水区域の反応箇所（523 箇所の全て）について掘削を行い、遺骨が確認された場合には、その収容を行う。~~

<平成 28 年度>

- ① 未探索の壕（1 箇所）の掘削及び探索済みの壕（1 箇所）の再確認を引き続き行い、遺骨が確認された場合には、その収容を行う。
- ② 集水区域の反応箇所（523 箇所中、同年度に実施可能な箇所）について掘削を行い、遺骨が確認された場合には、その収容を行う。
- ③ 誘導路・給油施設等下の反応箇所（60 箇所中、同年度に実施可能な箇所）について掘削を行い、遺骨が確認された場合には、その収容を行う。

<平成 29 年度>

- ① 集水区域の反応箇所（523 箇所中、平成 28 年度に実施していない箇所の全て）について掘削を行い、遺骨が確認された場合には、その収容を行う。
- ② 誘導路・給油施設等下の反応箇所（60 箇所中、平成 28 年度に実施していない箇所の全て）について、掘削を行い、遺骨が確認された場合には、その収容を行う。

また、掘削、遺骨収容の結果については位置情報を含め記録する。

- 厚生労働省は、収容された遺骨を硫黄島にある仮安置所に安置し、各年度末に送還する。
- 防衛省は、以下の支援を行う。
 - ・ 滑走路地区において安全かつ円滑に掘削・遺骨収容するための技術的知見の提供及び滑走路運用面の調整

- ・厚生労働省職員、遺族等関係者、民間業者従業員、収容された遺骨、重機及び物資の輸送支援
 - ・燃料の有償支援
 - ・厚生労働省職員、遺族等関係者及び民間業者従業員の宿泊・給食施設の提供支援
 - ・遺骨収容に係る在島自衛官の支援
 - ・不発弾の処理及びガス検知支援
- 滑走路地区で確認された壕の掘削・再確認、高性能地中探査レーダの反応箇所の掘削・遺骨収容終了後、その結果も踏まえ、現滑走路の移設に着手するものとする。
- なお、硫黄島の庁舎地区における高性能地中探査レーダ等による調査結果については、滑走路地区の掘削・遺骨収容後、対応するものとする。

3. 外周道路外側の面的調査・遺骨収容の実施

- 厚生労働省は、硫黄島東部から西部の外周道路外側を5つに区分し、防衛省の支援を受けつつ、職員を常駐させ、民間業者を活用し、平成26年度から平成30年度までの5年間で、毎年度、当該年度に割り当てた区分を対象に面的調査を行う。
各区分について、米国資料調査により得られた壕等の情報及び日本側収容実績等の分析を踏まえ、平地地表面の踏査及び崖地地表面の調査を行う。踏査及び調査の結果、遺骨・壕等の存在が推測される地点について掘削を行う。
また、面的調査の結果について、位置情報を含め記録する。
- 厚生労働省は、防衛省の支援を受けつつ、遺族やNPO等の協力を得て、遺骨収集帰還団を年にわたり派遣し、上記の面的調査により確認された壕等からの遺骨収容を行う。
- 厚生労働省は、収容された遺骨を硫黄島にある仮安置所に安置し、各年度末に送還する。
- 防衛省は、以下の支援を行う。
 - ・厚生労働省職員、遺骨収集帰還団員、民間業者従業員、収容された遺骨、重機及び物資の輸送支援
 - ・燃料の有償支援
 - ・厚生労働省職員、遺骨収集帰還団員及び民間業者従業員の宿泊・給食施設の提供支援
 - ・遺骨収容に係る在島自衛官による支援
 - ・不発弾の処理及びガス検知支援

4. 平成23年度から25年度にかけて実施した面的調査により確認された壕等からの遺骨収容の実施

- 厚生労働省は、防衛省の支援を受けつつ、遺族やNPO等の協力を得て、平成26年度平成28年度において、遺骨収集帰還団を年にわたり派遣し、引き続き、平成23年度から平成25年度にかけて実施した面的調査により確認された壕等のうち、

平成25年度に確認された1箇所（トーチカ）について作業工法を検討の上、調査を行い、遺骨が確認された場合には、その収容を行う。

- 厚生労働省は、収容された遺骨を硫黄島にある仮安置所に安置し、各年度末に送還する。
- 防衛省は、以下の支援を行う。
 - ・厚生労働省職員、遺骨収集帰還団員、収容された遺骨及び物資の輸送支援
 - ・燃料の有償支援
 - ・厚生労働省職員及び遺骨収集帰還団員の宿泊・給食施設の提供支援
 - ・在島自衛官による支援
 - ・不発弾の処理及びガス検知支援

5. その他

- 関係省庁会議は、滑走路地区の掘削・遺骨収容、外周道路外側の面的調査・遺骨収容等の状況について、厚生労働省のホームページに隨時掲載し、公表する。

平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針(修正案)の概要

	対象箇所数	H26	H27	H28	H29	H30
1 滑走路地区の掘削・遺骨収容						
(1) ①滑走路	101	滑走路 30	滑走路 71			
②壕	3	壕 再1	壕 新1 壕 再1			
③芝生区域、集水区域	1637	芝生区域 1114	集水区域 523	集水区域 523	集水区域 523	
(2) 誘導路・給油施設等	60			誘導路・給油施設等 60		
2 外周道路外側の面的調査・遺骨収容						
3 平成23年度～25年度の面的調査により確認された壕等からの遺骨収容				※		

※1 未探索の壕の掘削及び探索済みの壕の再確認について、平成27年度内に着手。

※2 平成25年度の面的調査で発見された1箇所(トーチカ)については、作業中に崩落の危険性があるため、作業工法を検討の上、今後、平成28年度に遺骨収容予定。

注) 庁舎地区については、滑走路地区の掘削・遺骨収容後、対応。